

第 2 回

動物愛護管理業務のあり方検討会議

議 事 録

日 時：2021年7月19日（月）午後2時開会
場 所：Z o o m を 用 い た W e b 会 議

1. 開 会

○事務局（鈴木動物管理担当課長） ただいまから、第2回動物愛護管理業務のあり方検討会議を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます北海道環境生活部自然環境課の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

2. 挨拶

○事務局（鈴木動物管理担当課長） 会議を開催するに当たりまして、自然環境担当局長の高橋からご挨拶申し上げます。

○高橋自然環境担当局長 自然環境担当局長の高橋でございます。

第2回動物愛護管理業務のあり方検討会議の開催に当たりまして、一言、ご挨拶申し上げます。

皆様には、日頃より、本道の動物愛護管理行政にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症によります感染リスク回避のため、前回の第1回に引き続き、本日もリモート開催とさせていただきます。ご容赦願います。

さて、第1回会議では、事務局が示しました想定される方向性につきまして、皆様から多くの意見をいただきました。事務局におきまして、これらの意見を踏まえ、今回、道が果たすべきセンターにおける収容機能のイメージや論点を整理いたしました。本日は、その内容につきましてご議論をいただければと存じます。

また、今後は、本日の意見なども踏まえまして、本道における動物愛護管理業務のあり方の取りまとめにつなげてまいる考えでございます。

限られた時間ではございますけれども、皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見、ご発言をいただき、オール北海道によります動物愛護管理行政の推進のための活発なご討議をお願いいたします。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（鈴木動物管理担当課長） 皆様には申し訳ございませんが、本日、担当局長は、業務の都合により、ここで退席させていただきます。よろしくお願いいたします。

○高橋自然環境担当局長 よろしくお願ひします。

〔自然環境担当局長は退席〕

◎事務局連絡

○事務局（鈴木動物管理担当課長） それでは、会議の開催に当たりまして、数点お願いがございます。

まず、本会議におきましては、会議録を作成いたしまして、あらかじめ皆様にその内容

を確認させていただいた後、道のホームページで公開させていただきます。

また、会議録作成の関係上、ご発言いただく際は、お名前を言った後に発言をお願いいたします。

発言の際は、挙手等をしていただければ、こちらからご指名させていただきます。発言のない場合はマイクをオフ、ミュートにしておいていただきたいと思います。

本会議は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、16時までには終了したいと考えてございますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

また、本日は出席名簿に記載されている方々にご参加いただいておりますが、報道機関の方も取材のためにご参加されておりますので、あらかじめお知らせさせていただきます。

次に、資料の確認でございます。

事前に皆様のお手元にお送りさせていただいておりますが、会議次第、名簿、資料1、資料2、資料3及び参考資料をお配りさせていただいております。

3. 議 事

○事務局（鈴木動物管理担当課長） それでは、議事を進めたいと思います。

まず、議事1、課題への対応（議論のたたき台）に関する意見につきまして、事務局から説明させていただきます。

なお、質疑、意見交換につきましては、事務局からの説明後に行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

では、よろしくお願いいたします。

○事務局（山中主幹） 北海道庁の山中でございます。よろしくお願いいたします。

まず、資料1について説明させていただきます。

資料1、課題への対応に関する意見ということで、第1回会議での発言及び会議後に提出のあった意見を取りまとめてございます。

課題への対応に関する意見に関しまして、明確な反対意見は寄せられてございません。

主なものの概要を説明していきますと、まず、論点として、本道の広域性や災害等における緊急収容、長期収容、動物のふれあい事業への対応ということにつきまして、想定される方向性として、犬猫の引取り窓口40か所維持が妥当ではないかというものに対しては、現行保健所、地域に必要ではないかという意見がございます。

保健所・支所での収容が長期間にわたった場合、長期収容に適した施設に移送するというものについては、迷子期間中は保健所・支所で収容し、飼い主募集の際には振興局所在地の保健所に移送したらいいのではないかという意見です。この場合、当然、振興局所在地の施設、人員ともに充実と。また、どの程度の収容期間が経過したら搬送するのか、移送の主体や移送の業務委託についても検討が必要という意見が出ています。

その下の丸になりますが、方向性として、長期収容、災害・多頭飼育崩壊、感染症拡大時に対応するため、全道複数箇所機能に確保する必要があるということについては、道

は広大なので複数のセンターが必要、新築にこだわらず、道と市が協働で設置したらどうか。

また、三つ目の丸になりますが、災害動物救護の拠点となるため、その面からも複数箇所の確保が必要ではないかということが言われてございます。

想定される方向性の四つ目になりますが、長期収容機能は4か所程度を想定しているということに対しては、やはり人口が密集している札幌市については、利便性、普及啓発にも最適ということで、札幌市センターの一部を活用させていただくなどの検討もあるのではないかと。

二つ目の丸ですが、小樽保健所の支援の検討も必要であるという意見がございまして。

めくっていただきまして、2ページ目です。

想定される方向性としまして、長期収容機能につきましては、譲渡用犬猫の展示、これはふれあい事業も含む。あと、不妊措置やワクチン接種などの取組が必要というものに対して、意見の一から四つ目までの丸でございまして。

これは、ふれあい事業に関するものですが、ふれあい事業は非常に好評だよという意見がある反面、動物福祉の面からも検討が必要という意見がございまして。これについては、今後、取扱いの検討が必要と考えられます。

また、不妊手術、ワクチン接種、感染症対策を講じることが必要、定期的な研修会の開催や獣医師や飼養スタッフの確保、あとは、長期収容機能で飼養しきれない頭数の引取りが想定されるので、やはり東京都のように動物愛護団体の方々と初動から連携できる体制の構築が必要ではないかという意見がございまして。

シンポジウム開催による機運の醸成につきましては、シンポジウムもよいということですが、まずは検討会の意見集約、方向性を見出すべきではないかというものです。

3ページございまして。

あり方を踏まえた論点の二つ目といたしまして、関係団体の皆様との協働とセンター機能の確保でございまして。

想定される方向性の一つ目として、愛護団体、獣医師会、大学等との連携をして、機能を補うような北海道型のセンター機能を確保するということにつきましては、意見の二つ目ですが、各地域に協力者の方がおられるので、そういった協力を得られる仕組みが必要ということですので。

あとは、連携先として、ペット関係の専門学校、農業学校も視野に入れてはどうか。

一部の関係団体の方から、動物の世話やしつけについて道との協働が可能ということ。

行政側から、譲渡不適犬猫のトレーニングであるとか、避妊去勢手術などで大学と協働できないかということ。

この連携に当たってはルールや条件を策定して有効に活用していくこと。

収容機関のみでは、施設の容量、能力等に限界があるので、やはり当初から各関係団体さんとの協働、役割分担を調整した上で検討したらどうか。

丸の最後になりますが、不妊手術等の医療体制を全道で展開するためには、関係団体の連携や民間委託などの検討が必要という意見がございます。

想定される方向性のポツの二つ目でございますが、長期収容の確保につきまして、道と関係市などとの連携協力ということでございますが、意見として、現在、民間ボランティアが大半を担っている状況で、市と道が協働を進めるべきではないか。

また、ソフト面での連携は可能であるということや、協働運用は二重行政解消の面から理解を得られるのですが、例えば中核市は動物愛護管理法の一部業務のみのものを所管しているなど、振興局間でもセンター機能の必要性が違うということについて、協働運用については考慮が必要である。

また、一部自治体から、道と同様の課題を持っているので、協働する可能性を模索したいということ。

ポツの一番最後になりますが、道立、市立、町立といった区分ではなく、垣根を越えていけたらよいのではないかと意見が出されてございます。

めくっていただきまして、4ページでございます。

関係団体と協働したセンター機能の確保についてですが、北海道型のセンターを定義するという点について、やはり北海道をどう整理するかが重要であるという意見です。

また、既存施設や未利用施設を利用するという点については、先ほども新設にこだわらないほうがよいという意見がございましたが、ここで保健所の機能充実が必要という意見と、担当獣医師の配置というものが出されています。

その次のふれあい事業につきましては、やはりセラピー犬や犬訓練所でしつけを受けている犬が望ましいのではないかと意見です。

あとは、道内複数箇所にかかわらず、実施可能な地域から始めて、全道展開するのはどうかということで、基本となるスタイルを応用していったらどうか、できるところから対応していく方向はよいという意見です。

その他の意見といたしまして、不幸な行き場のない犬をなくす社会にすることが必要。

引き取った犬、当初は攻撃性が強くても、時間をかけると譲渡できる例もあるということで、殺処分の判断は難しいということ、近年、高齢者、生活困窮者からの引取りが多いということで、その課題もある、学校教育の場での取組と、保健所職員の負担が多いという部分を踏まえて検討されたいという意見が出てございます。

資料1につきましては、今後、私どもがあり方を検討していく上で、こういう意見がありましたというまとめに使っていきたいと考えてございます。

以上です。

○事務局（鈴木動物管理担当課長） 資料1に対するご意見、ご質問は、事務局の説明が終わりましたら行いたいと思います。

引き続き、議事2につきまして、事務局から資料2と3に基づいて説明させていただきます。

○事務局（山中主幹） 引き続き、資料2、参考資料について説明いたします。

まず、資料2でございますが、収容機能のイメージ、現在の姿と収容機能を確保した後のイメージでございます。

現在の部分ですが、A・B・C保健所、これは道立の保健所をイメージしています。あとは、D市動物愛護センター、これは札幌市さんとか旭川市さんとか函館市さんの動物収容施設を意識してございます。動物愛護団体がありまして、現在の横の丸ですが、各保健所・関係市でそれぞれ犬猫を引き取って収容いたします。そして、譲渡してございます。譲渡するまでなかなか飼い主が見つからなくて長期収容になる子もいる。状況に応じ、動物愛護団体の方が引取り、譲渡に協力をいただいております。保健所では公示を行っておりますが、公示は飼い主不明の場合に実施をしております。

収容機能を確保した後のイメージ、論点整理のところになります。各保健所・関係市で犬猫を引き取って収容する部分は変わりませんが、各保健所で公示が終了した後、譲渡希望がない犬猫については、長期収容の能力が整備されている収容機能に搬送し、そこで飼養するというのがよろしいのではないかと。そして、状況に応じ、動物愛護団体等とが協力をすることです。

この図は、ぱっと見では保健所と完全に別の部分を確保するように見えるかもしれませんが、例えば収容機能の確保として、一部、保健所の施設を改築することもあるでしょうし、各市のセンターであるとかと連携をして対応していくということもありますし、団体さんとも連携して対応することもあると思います。

収容機能の論点整理につきましては、資料3になります。

関係する市や団体等と連携をして機能を確保するに当たり、1体制、2運営方法、3機能・運用方法の項目別に選択肢を挙げまして、各地域の状況に応じ、組合せを検討するような材料として示させていただいております。

具体的に申しますと、1番の体制としましては、引取り窓口、これは決定ではございませんで、想定でございますが、保健所・支所は現在の40か所を維持する。

収容機能につきましては、全道複数箇所が必要という意見をいただいております。

では、この体制はどういうことができるかという、一つ目の新築、既存・遊休施設、賃貸という三つの選択肢が考えられます。新築につきましては、やはりコストが高くなるというところがございますが、十分な思ったとおりの施設が実現できるということがあります。既存・遊休施設につきましては、新築よりコストが安くなりますが、十分な設備が確保できない場合もあります。A-3の賃貸ですが、こういう大規模な動物収容施設につきましては、民間物件を探すのはなかなか難しいかもしれません。

この収容機能の運営方法につきましては、北海道が単独で運営する場合と、関係市や団体と共同で運営する場合が考えられます。

北海道が単独運営する場合におきましても、以前からお話しさせていただいているとおり、全道展開するに当たっては、関係団体の皆様とも連携が必要ということになってまい

ります。

例えば、ある市と共同運営をしたり、ある団体と共同運営をする場合になりますと、実際の資源の有効活用を進められるという利点がありますが、それに当たって、いろいろな部分の負担割合を検討していくことが必要になってまいります。

3番の機能と運用方法でございます。

論点整理の収容機能の機能として、長期収容の犬猫を保健所から搬入する。多頭飼育崩壊等の犬猫の緊急搬入、それらの飼養管理や譲渡、展示や譲渡会、啓発活動、その他ということを書いてございます。

このほかに動物愛護法に基づく登録許可や、そういった業者さんなどの監督業務がございますが、これは道が行うということで、ここからは外してはいますけれども、そういった機能もございます。

こういった機能の運用方法としまして、道が直轄する方法、一部・全部を委託する方法、協働運用する方法がございます。北海道直轄というのは、全て北海道が行うという方法で、一部委託、全部委託というのは、例えば(3)の犬猫の飼養管理・譲渡について、ある地区の一部の頭数のみを委託をする。ある県では年間50頭まで団体に委託しているようなこともございますが、そういったことです。また、C-3の全部委託というのは、(1)から(6)まで全部委託するという考えもありますが、(3)の犬猫の飼養管理・譲渡については、例えば、ある地区については全部委託する。例えば、施設を持った団体さんなどに、それを全部委託するとか、道等の既存施設において、そういった運用について委託をする。施設の運営も含めて委託をするという方法がございます。委託の場合につきましては、もしその委託先がその業務を継続不可能になった場合に、北海道としては急にそこにその機能を復活させることがなかなか難しいかもしれないという課題がございます。

C-4の協働運用でございますが、事業としてはC-1の道の直轄でございますけれども、例えば、犬猫の飼養・譲渡とか、譲渡会であるとか、そういった部分について皆様と連携をして行っていくようなイメージです。これにつきましては、例えば、ここの地区が足りないからということで、状況に応じた柔軟な対応が取れる形になってございます。

各地域の状況に応じて、こういったものの組合せで一番いいものを検討する形を考えておまして、参考資料でございます。

収容機能の考え方でございますが、動物の収容に関してですけれども、今、課題になっているものが四つございます。区分で、被災動物救護、緊急収容、長期収容、新興感染症発生時というものがあまして、被災動物の救護につきましては、被災者のペットを一時収容したり譲渡をする。胆振東部地震の場合には、これだけの犬猫に対応ということですが、この発生頻度は低いのですが、収容頭数は非常に多いものが必要になります。

緊急収容は、動物虐待であるとか多頭飼育崩壊ですが、特に多頭飼育崩壊につきまして、動物の対応は動物の緊急避難でございますが、100頭を超える案件も出てきてございます。これについては、発生頻度は中程度ですが、収容頭数は多いです。

③の長期収容、譲渡先が見つからない犬猫等です。対応としては、譲渡適正がある犬猫等は、一定期間、譲渡に努めるということで、これについては高頻度で恒常的に発生してまいります。収容頭数は①、②ほど多くない中程度です。

新興感染症発生時、感染症、ペットの隔離収容、これはやむを得ない場合がございますが、発生頻度は低く、収容頭数も少ないのですが、隔離収容する施設がやはり必要になってまいります。

上の三つにつきましては、例えば収容能力が確保できれば道有施設でなくても支障はないと書いてございますが、一番下については、今回もそうなのですけれども、感染症発生当初など、病原体の性状が明らかでない段階におきましては、その感染のおそれ、風評被害のおそれ等がございまして、関係団体の方々の協力を得られにくい状況があります。

こういったことを考えていきますと、全道複数箇所確保する主要機能につきまして、全てについて、例えば災害時に収容できるまでのものという発生頻度が低い、災害時の収容能力までを確保するというのではなくて、収容する能力を確保する必要があるのですけれども、そういったものは全道に1か所程度設けておいて、ほかのところについては通常の長期収容等ができるような能力にする。全て同じ能力ではなくて、緊急時には搬送するという考えもあるのかというのが、この広域な本道を網羅するには効率的な方法ではないかという考えです。

今、資料1から3までを説明させていただきました。

事務局としましては、今後、あり方を検討していくこととなりますけれども、当然、あり方として現状と課題がございます。その現状と課題について、今回、あり方検討会議を開いて、その対応として意見をいただいたもの、資料1のような形で取りまとめると。そして示させていただいて、それを受けて、では収容機能のあり方はどうなのかということについては、資料2と3、参考資料のような形で、道内複数箇所確保機能のようなものが必要ではないかと。それを確保するに当たっての論点は、北海道、地域によって動物愛護団体がたくさんいるところがあったり、団体さんが少ないところもございまして、そういった部分を踏まえながら、各地区において、こういった状況に応じ、組合せで対応する必要があるのではないかと。参考資料でございますが、収容機能の能力としては、全てが最大級のものでもなくてもいいのではないかとというような考えでおります。

以上でございます。

○事務局（鈴木動物管理担当課長） それでは、一通り資料を説明させていただきました。

本日は、特に2と3につきまして、こちら側で収容機能のイメージをお示しさせていただきました。また、論点という形で整理しております。いただいたご意見を踏まえまして、私どもで北海道の今後の動物管理業務のあり方について、この検討会の考えという形で取りまとめさせていただきます。次回、会議を開催させていただきますので、その場で議論いただきたいと思います。

それではまず、資料1の課題への対応ということで意見をいただいたところを整理した

ものでございますが、こちらにつきまして、改めてご意見あるいはご質問等があれば追加して述べていただきたいと思います。

これも、最終的には、あり方の中に反映させて、取りまとめに生かしていきたいと思えますので、もしこれに、今、載っている意見に追加されるような意見がございましたら、ご発言いただければと思います。

○高橋構成員 これは、いろいろなパターンの場合が出てくると思うのです。特に、災害が起きたときに、ある程度、緊急に収容できるような場合と、全然できない場合とやっぱりあると思うのです。

それから、今までの例からいきますと、これはもう結構昔の有珠山の噴火のときのようなときと、それから、私が経験しているのは、ついこの間の胆振東部のときです。あのときも結構預かった記憶があるのですがけれども、今回、そう見たときに、地震のような緊急のときには、どんなことをしようが救護する動物が一気に増えてきてしまう。このときはどうするのだ、それから、あと例えば、胆振東部くらいの場合であれば、逆に言うと、知人やそれから知り合いなんかに頼んで、そして動物をそこまで運ぶという方法でやったこともあるので、そういうこともやっていかないと、これを行政だけでやっていこうと思ったら、とても大変な作業になってくると思うので、その辺のシミュレーションもつくっておく必要があると思うのです。

特に、今はいろいろな団体さんがきちっとした施設で預かるその体制を持っているところもありますし、そういうところが、例えばそういうときに、緊急的にここで何匹までは預かれるよとかという数字をやっぱりどこかで持っていないと、道庁のほうも相当困るのではないかなという気がするのです、その辺もどこかで考えるようなことをしたほうが、もっと真実味があると思うのです。どっちにしても断らなくてはいけないような状況の場合もあると思うのですよ。

例えば、黙って集団的に犬を飼っていたときに、たまたま地震が来たとか災害が来たというとき、そういう場合と、一般家庭の場合とでは、ふだんから調査をしておく必要があるのではないかと最近ちょっと思っているところですが、いかがなものでしょうか。

○事務局（鈴木動物管理担当課長） ありがとうございます。

もちろん機能を確保した際に、こうした場合にはこうする、こういった事例についてはこうするといったマニュアル的な取扱いの手法も併せて考えていく必要があると思います。全て画一的にはなかなかできないことが多いと思います。

会長がおっしゃるように、噴火の場合、地震の場合、台風とかそういった大雨の場合とか、それぞれのパターンがあると思いますので、それらはやはり収容機能を確保した際には併せてお示ししていく必要があるのかなと思います。ありがとうございます。

ほかにございますか。

引き続き、資料1に関しましてもご意見を受け付けていきたいと思えます。

では、資料2と資料3ですが、今回、改めてお示しさせていただいた資料でございます

が、収容機能のイメージということで、現行のもの、将来的なものという並べ方をさせていただきます。こちらについて、ご意見、ご質問があればご発言いただければと思います。いかがでしょうか。

函館市さん、いかがですか。

○橋野構成員 資料2のD市動物愛護センターと書かれているところに函館市も入っているという話だったと思うのですが、論点整理のほうでいった場合に、函館市は旭川市とか札幌市ほどの長期収容施設は持っていないので、一概にD市動物愛護センターと同じ扱いではなくなると考えていました。その辺はいかがでしょうか。

○事務局（山中主幹） すみません。函館市さんの場合、私どもと同じく動物愛護センターという形ではないので、例えば、今、D市動物愛護センターと書いてありますが、その後ろに「保健所」と書かせていただく形ではいかがでしょうか。

この色分けは、青が道立の機関で、各市の施設を違う色で示しているのですが、このセンターという文言がまだ実体としてないということだと思いますので、D市動物愛護センターまたは保健所という形でいかがでしょうか。

○橋野構成員 それでよろしいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（鈴木動物管理担当課長） 実際のあり方を書いていくときは、またそれぞれご相談させていただきたいと思いますが、函館市さんも同じように動物愛護センターをまだ設置していないということもございますので、その辺りは動物愛護センターまたは各市町の保健所という記載になると思います。よろしくお願いいたします。

ほかはいかがでしょうか。

石狩振興局、お願いします。

○家山構成員 論点整理の中で搬送とありますけれども、この搬送の手法、手段はどのような形を取ろうとされているのか。職員なのか、あるいは委託を考えているのか、また、職員の場合は保健所が担うのか、振興局が担うのか、収容機能の論点整理と併せて搬送体制の論点整理もしていく必要があるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○事務局（山中主幹） 今の石狩振興局からの意見は、搬送とあるが、手段はどう考えているか。方法として職員実行とか委託とあるが、そういった部分の検討も必要だということだと思います。

それにつきましては、今後の検討に関する意見として、資料1の1ページの想定される方向性の二つ目の一番下に、そういった意見があったということで、検討してまいりたいと思います。

事例を言ってしまうと、犬猫の搬送をしている都道府県の多くが搬送委託をかけている状態であります。あとは、私ども北海道は広大なものですから、職員実行すると委託をかけるのと、どちらのほうかメリットがあるかという検討になってくるかと思えます。

○家山構成員 分かりました。

資料1の意見のところにある部分については、今後の検討に向けていろいろ反映してい

く方向で整理をされていくと考えていてよろしいですね。

○事務局（山中主幹） はい。今後の検討に当たって反映していきたいと考えています。あり方のつくり方で、今言われた搬送の部分についてしっかり検討が必要というのは、論点整理のほうにも入れておきたいと思います。

○家山構成員 よろしくお願ひします。

もう1点、動物愛護団体さんとの連携について、ポンチ絵の論点整理の上で書かれている三つ目の丸ですけれども、状況に応じてとあるのですが、これですと現状と変わらないのではないかとおぼれますので、常時、連携体制を構築していけるようにしていただければと思います。それから、一つの団体に偏って連携をさせていただくということではなくて、複数の団体と同時にやり取りをしていけるような仕組みも必要ではないかと考えておりました。

よろしくお願ひします。

○事務局（鈴木動物管理担当課長） ありがとうございます。

今、ご意見いただいた動物愛護団体さんとの連携ですね。確かにご指摘のとおり、状況に応じてということではなく、これからの時代は、常時、そういった方々とも連携が必要だというご意見だと思います。また、一つに偏ることなく、連携の取れるところとは複数箇所とやるべきだというご意見です。

まさにそのとおりだと思いますし、逆に動物愛護団体の方にもご意見をいただきたいと思いますが、上杉代表、今、石狩振興局さんからそういう意見をいただいたのですが、どのようにおぼれますか。

○上杉構成員 動物愛護団体さんによって、収容施設があるところとか、ご自宅で預かっていらっしゃる場所とか、様々ですよ。また、乳飲み子の猫とか、高齢や負傷した犬や猫のお世話や看取りとか、飼い主のいない猫や野犬とか人慣れしていない犬猫の扱いに慣れているとか、それぞれが持っているスキルを生かせるように、団体や個人ボランティアさんも含めて、得意な分野も事前に登録しておいていただくと、様々な事例の対応がしやすいかと思ひます。

○事務局（鈴木動物管理担当課長） ありがとうございます。

確かに、いろいろな得意分野を事前に確保しておいて、そこを連携していくという方向が必要だと思いますので、そういったことはあり方の中で書き込んでいきたいと思ひます。状況に応じてということではなく、常時連携できるような体制づくりを提案するといひますか、そういった方向性を取るべきだという旨を書き込んでいきたいと思ひます。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。ご意見はございますでしょうか。

石狩振興局さん、お願ひします。

○家山構成員 上杉代表さんからも今お話があったところで、得意分野というのがあるというお話だったと思ひのですが、そういったことをあらかじめ把握しておいて、どこにど

ういう団体があって、どういう分野で力を発揮できるのかということ事前に登録していただく形を取って、それで把握していくというやり方があるのではないかと思います。

東京都でもそういった登録の形を取っていらっしゃるようですので、そういったものも参考にされてはいかがかなと思いました。

○事務局（鈴木動物管理担当課長） ありがとうございます。

東京都でそういった事例があるということですね。そこら辺を踏まえて反映させていきたいと思えますし、先ほども申しましたけれども、そういった連携の体制づくりですね。特に、今回、論点にもいろいろ書き込んでいますが、関係団体との連携が一つのキーワードでございますので、その辺りを、状況に応じてという形ではなく、しっかり常時から連携体制を取るような方向性で結論づけていきたいと考えてございます。

ほかにございますか。

札幌市さん、どうぞ。

○千葉構成員 収容機能のイメージ、資料2ですけれども、左側のほうが現在ということで、例えば、D市動物愛護センターが私どものところの施設というふうに読み取るとすれば、我々もふだんから引取りと長期収容、それから譲渡もやっているところです。

今後について、この論点整理の部分は、平時の場合と、大きな災害があったりという緊急事態の場合とで分けて考えなくてはいけないと思うのです。例えば、物すごく大きな地震が発生したりしたときに、近隣市町村もしくは北海道庁さんといろいろ連携を組み合わせながら、ある施設が壊れてしまって、犬猫を収容できないので、例えば私どものほうで何々市さん助けてください、逆に札幌市さんお願いできませんかみたいなやり取りはあろうかと思うのです。私どもの施設が全然機能しなくなったら、札幌市内の犬猫があぶれてしまうことになるものですから、そういった意味で、何かしらのご協力を仰ぐといえますか、道庁さんだったり近隣市町さんのほうにいろいろお願いすることも出てこようかとは思っています。

ただ、平時の場合に、前回もお話をさせていただいたのですが、今のところ仮称ではありますけれども、札幌市のほうで新しく愛護センターをつくらうとしている最中ですが、札幌市以外の市町の動物たちを受け入れるということは全然想定になかったのです。今のところでもなかなか手狭で、思ったより小さいねなんて話もされたりするので、この論点整理の緑色の丸ですね、連携というところで、札幌以外の市町さんとも連携をしながらという意味合いに取れると思うのですが、平時の連携というのが、いまいちぴんとこないといえますか、ちょっと冷たい言い方になってしまうかもしれないのですが、札幌市としては、札幌市以外の市町の動物を受け入れるだけのスペースを考慮していないといえますか、それは想定しないで愛護センターの建築を進めているので、緊急事態の場合を除いてですが、我々として、今まさにつくっている最中の愛護センターをどのように考えたらいいのかと思っていました。

道庁さんとしては、連携ということについて、お金の部分もそうですし、前からも話が

出ていますけれども、札幌の周りに人、動物が集中しているということもあろうかと思うのですけれども、そんな中で、私どものほうで今つくろうとしている愛護センターなり札幌市の立ち位置をどんなふうに考えていらっしゃるのか、お聞きしたかったのです。お願いします。

○事務局（山中主幹） 札幌市さんの立ち位置に関してですが、先般も、今、所長が言われたとおりのお話をいただいております、やはり行政区域を超えた部分の犬猫というのは、緊急時にはソフトの面では連携できるが、平常時はできないと言われていていると考えております。

こちらの連携の表ですけれども、道内の市はたくさんございまして、今後、そういった平常時の連携も検討していくような部分があると思って書いています。こう書くと全ての市がこうなるというふうに見えるということで、見せ方を検討させていただくということではいかがでしょうか。

認識としては、例えばですけれども、動物愛護センターを共同運用するという事にならない限り、行政区域を超えるのはなかなか、そこは何とか超えてくれという皆さんからの意見が多いのは分かっているのですが、平常時でそれを超えるのは本当に難しいのではないかと考えております。ですから、そこは見せ方を考えさせていただきます。

○千葉構成員 例えば、今の動物管理センターはなかなか古い建物なものですから、動物を収容するスペースは限られているので、今よりは多少なりとも大きな場所ができようかと思うのですが、先ほどお話ししたとおり、ほかの市町村さんの動物たちを受け入れるのはちょっと難しいかなと考えていました。ただ、その連携の仕方として、今もお話が出ていましたけれども、どうしても札幌の周りに道民の方々がいらっしゃいますので、例えば、これもまだ具体的には考えていないのですが、赤れんがの近くで私どもがイベントをやったり、そういったものについて、私どもだったり、高橋先生とか愛護団体さんにいろいろとご協力いただきながら、愛護とは何だろうみたいなイベントを頻繁にやっていたりするのですが、そういったところに一緒になって愛護について広く道民の方に向けてということで、札幌市民だけではなくて、広く道民の方々にに向けて何かアナウンスする、広報したりするということがいいのですが、事、各論ではないですけれども、生きている犬猫を収容できるかできないかの連携の話になってしまうと、なかなか難しいところもあるのかなと考えていました。

○事務局（山中主幹） 動物の収容の部分ではそうかもしれないのですが、例えば、飼い主を募集するというところで、今、しっぽの会さんも全ての自治体をつないでホームページをやっていただいておりますけれども、そういうような動きを各市で連携してやるとか、各市のノートも共有するとか、そういった考えもあると思います。

先般、酪農大の先生もおっしゃっていらっしゃいましたが、譲渡に向けた取組を強化することが必要でございますので、そういった部分を考えるということではいかがでしょうか。

○千葉構成員 今のところ、私どもの飼い主さがしノートも道庁さんと特に連携ということではないのですが、例えば、私どものほうでつくっているノートについては、放棄される方については、札幌市民以外の方からの動物は引き取ってはいないのですが、この猫をホームページで見たのですけれども、欲しいですなんて方が例えば江別から来られた場合についてはお譲りしたりしているのです。ですから、双方にやり取りするような形の連携というのは、イメージですけれども、何となくできるかと思うのです。

○事務局（山中主幹） 譲渡先を見つける取組ということですね。

○千葉構成員 そうですね。

○事務局（山中主幹） そのこの部分も、入れられるかどうか分かりませんが、その意識で参りたいと思っております。

○事務局（鈴木動物管理担当課長） ありがとうございます。

具体的な連携の方策につきましては、引き続き議論していかなければならないと思います。

川添先生、ご意見はありませんか。

○川添構成員 私たちが協力できるところは、教育と結びつけることができるという面ではかなり深いところまで協力できると思っていますし、それこそ愛護団体さんや行政さんとできる限り協力をして、殺処分ゼロを目指すというところは、本当に共感できる、一緒にやれるところだとは思っています。

ただ、私たちが取り組んでいくのはヨーロッパ基準のシェルター・メディシンです。これは、アメリカから出発されたものではあるのですけれども、シェルター・メディシンの実践を考えておきまして、その中では、どうしても動物の福祉を最優先することになるので、現実には分かりませんが、例えば虐待状態のまま生かしているような動物は絶対にナンセンスで、第一が動物福祉を考えることであって、動物を生かすことが目的の取組にはなかなか賛同ができません。やはり、動物愛護というのは日本の文化で培われてきたものですけれども、動物福祉は諸外国のキリスト教文化から生まれてきたもので、やはり、動物を適切に管理するということがメインで、学術分野では標準語になっているものですから、私たちは、どうしても教育をやっていく上で、殺処分ゼロを目指すのですけれども、動物の福祉が守られていない殺処分ゼロに関しては否定的な意見を伝えざるを得ないところがあります。

それ以外の部分に関しては、私たちは、学生もおりますし、学部、学群の方針としてきちんとシェルター・メディシンをやっていくということはもう方針として決まっていますので、かなりの部分で協力できると思います。

ただ、どうしても、当然のように長期収容の動物たちの保護の話が出てくると、私たちの指針とはちょっと外れてしまうので、その部分ではお手伝いがしづらいと思っています。

資料1の3ページ目の上から5番目ですけれども、大学と譲渡不適犬猫のトレーニング、

避妊去勢手術などで協働できないかと。避妊去勢手術はかなりの部分で協力できます。地域開業獣医さんの同意さえ得られれば、かなりのところでやっていけるのですが、譲渡不適犬猫のトレーニングというのは、多分、私たちではできません。あくまでも譲渡ができる子たちをよりよい形でお渡しできるようなトレーニングであればできますけれども、シェルター・メディシンの中で譲渡不適の犬猫、長期保管をしなければならない犬猫に関しては、効率的なところを考えて、多分、私たちが扱う対象からは外れてしまうのではないかと思います。

もちろん、譲渡不適かどうか確認が取れない犬猫に関しては、対象になると思います。私たちのほうでトレーニングすれば譲渡ができるようになる可能性がある子たちに関しては、当然、私たちの対象になります。

私たちも、できる限り学生たちにトレーニングの技術をたくさん学ばせて、そういう学生たちになるべく犬猫のトレーニングをして、譲渡が速やかに動いていく、そこを目指していくことになります。

シェルター・メディシンの目標は、まず第一に、譲渡できる子から譲渡していくという形もありますので、譲渡できない子に関しては、あまり時間をかけないというのがシェルター・メディシンの方針にもなります。そういう中で、愛護団体さんと協力しながら殺処分ゼロ目指していくというのが、多分、大学としてのスタイルになります。

個人的にも簡単に安楽死対象などと伝えるのですけれども、当然、私たちだって安楽死はやりたくないです。一応、対象にするだけであって、あくまでも目指すのは殺処分ゼロでありますし、長期保管の子たちに関しても、私たちでできる限りのことはやっていきます。でも、長期保管することに関しては反対を唱えていきます。ちょっと矛盾しているようですけれども、そういう問題点を明確にしながら、市民とかいろいろな人たちに議論をつくっていったって考えてもらうということも大切かと思っています。

一部、ここに書かれている方針とは違うものを私たちは大学教育として考えていますので、可能なところでしっかりとお手伝いいただきたいと思っています。

例えば、地震、災害が起きたときの避難場所として大学を活用できないかというときに、大いに話し合う余地はあると思っていますので、そういうところを中心に私たちを利用していただければと思っています。

○事務局（鈴木動物管理担当課長）　ありがとうございます。

今、おっしゃられた問題点を明確にしていったって議論しながら考えていく必要があるということで、今回、資料3で論点整理ということでお示しさせていただきましたように、例えば、全道複数箇所に置く場合にしても、地域に応じて1から3までのありようを考えていこうということでございます。まさに先生がおっしゃったように、場所、場所で問題点なり連携のあり方がそれぞれ変わってくると思います。札幌圏であれば、当然、札幌市さんとの関係もございますし、地方のほうへ行きますと動物愛護団体さんの数も少なくなるということで、どういった連携をするのかというのは、それぞれの地域に応じて考えてい

く必要があると思います。

資料3においては、新築なり既存・遊休施設あるいは賃貸、または単独運営とか共同運営とか方策をいろいろ挙げております。この点につきましてもご意見をいただきたいと思っております。

例えば、遊休施設を使うにしても、地方へ行くと、そういうものもなかなかないということもありますので、こういった辺りの整理につきましても、皆様からご意見などをいただければ非常に助かるのですが、いかがでしょうか。

○上杉構成員 先ほどの話に戻りますが、譲渡できるかの判断基準は、例えば、道北や道東のように野犬が多くみられる地域と札幌市周辺とでは、地域の実情も違います。ですので、施設が複数になる場合の譲渡の判断基準は、動物の愛護や福祉の基本的な部分の他に地域の実情が加味されるのではないのでしょうか。

長期収容のお話ですが、札幌市さんのように、適切に管理されて譲渡に繋げていらっしゃる自治体もありますので、長期保管できる環境であるか、また管理方法によっても違ってくると思います。保管が長くなることで、人との信頼関係が生まれて来て、表情や行動が明らかに変化していく犬猫たちの姿も見えています。ですので、長期保管に対して一概に決めるのは難しいと思っています。

○事務局（鈴木動物管理担当課長） ありがとうございます。

地方によって状況が違うというのは、まさにそのとおりでございます。

ほかにいかがでしょうか。

○川添構成員 私も、岡山にいたときは、譲渡のほぼ100%が野犬とか野良犬です。そこで、殺処分ゼロ、ほぼ100%譲渡を達成してきた経緯があります。私がやっているというよりも、愛護団体の中に私も入って一緒にやっていたのですけれども、おっしゃるとおり、私は東京でも少し活動を見たりしていましたが、内容が全然違います。倉敷のほうで驚いたぐらいですけれども、その判断基準というところは非常に難しいと思います。逆に、譲渡犬としては、小さい頃から下手に育てられた犬よりも、野良犬、野犬のほうが向いているケースもあると思います。その子の性質にもよるのですけれどもね。ですから、野良犬だから、野犬だから駄目だという考えは持っていません。実際にそういうふうやって、殺処分ゼロに協力してきたつもりです。

ただ、理念として、私たちは国際基準で判断されてしまいます。長期に保護して飼い主がない状態にいること自体、国際的には虐待状態と置かれてしまうので、動物愛護的にきちんとしているといっても、国際的にはなかなか通用しないところがあって、私たちはそういう中で対応していく必要があるということです。

かといって、動物たちを簡単に見捨てることには決して賛成しないし、学生たちがいる前でそんなことを軽はずみにも言えないですので、これまで私がやってきたとおり、愛護団体さんにはできる限りの協力をさせていただきますが、大学としての立場での発言等は許していただきたいというところではあります。

よろしく申し上げます。

○事務局（鈴木動物管理担当課長） ありがとうございます。

旭川市さん、いかがでしょうか。

○内田構成員 まず、資料2の現状と論点整理の比較のところで、一つ目は確認ですけども、収容機能が置かれるエリアでの保健所は、考え方としてはあくまでフロントエンドになるという理解でよろしいのかどうかということが一つです。

それから、収容機能が置かれたエリアでのフロントエンドとなる保健所においては、収容基準の統一化が図られるべきではないか、かつ、保健所ごとに収容基準が違って、悪い言い方をすれば属人化をしているような場面があるのだとすると、よろしくないのだろうということで、収容機能が置かれた場合には、そういった基準が必要なのではないかと思っています。

私どもでも、旭川市以外の近隣の自治体にお住いの方から引取りの相談を受けております。そのときに地元の役場とか地元の近くの保健所では引き取ってもらえなかったという時に、どうなのだろうかという相談を受けますので、その辺りについて、保護基準なり考え方なりが、収容機能が置かれた場合には必要になってくるのだろうと思いました。

○事務局（山中主幹） 実は音声聞き取りにくかったものですから、おっしゃっていることと違っていただけですみません。

実際、譲渡の窓口となる保健所、フロントとなる保健所の部分で、収容機能、犬猫を収容するようなものについて、今はなかなか平準化が図られていないので、引き受ける、引き受けないの判断基準も含めて平準化が必要ではないかということでよろしいですか。

現在、各保健所で、法律に基づいて引き受けられないものは引き受けられないという説明をしているのですけれども、いろいろな声があるところがございますので、そこは今後整理してまいりたいと考えております。

○事務局（鈴木動物管理担当課長） ありがとうございます。

高橋会長、今までいろいろ意見が出ていますが、何かご意見があればお願いします。

○高橋構成員 先ほど、ふと思ったのですが、道内でもあちこちに動物愛護センターなりができてきて、そこで一番問題になるのは、どうしても飼い切れない動物の場合の安楽死の問題というのは、これからそうやってきたときに出てくる可能性があると思うのですけれども、その辺のところを行政のほうではどういうふう考えているのか、教えてもらいたいです。

○事務局（山中主幹） 実は、安楽死の問題につきましては、ちょっと未整理の部分がございますが、保健所のほうで引き取りまして、その譲渡動物については、可能な限り譲渡先が見つかるまで飼っていますし、随分長期になってきたときには愛護団体の方々に引き取っていただいている状況なのですが、もし愛護団体の人たちが預かってくれなくて、ずっと預かるというふうになりましたら、議論はあると思うのですけれども、そういった措置もやむを得ないということが出てくると思っています。ずっとそういったシェルターで

過ごすのが、動物にとって幸せかという議論もあり、いつまでそういった子たちを面倒見ることかということもあるのかと思います。これは、はっきりと北海道として見解を示しているものではないので、現状だけお話をさせていただきます。

○高橋構成員 ありがとうございます。

実は、僕も、この辺のところで、今まで有珠山からいろいろなところで救護活動をやっていて、半野良的に地域で飼われていた犬が、どんなことしてもやっぱり懐かなくて、分かってくれないというのはやっぱりあったのです。

僕らが初めてそういう犬たちと会ったのは、もう30年も前ですけども、有珠山の噴火のときに、結局、とにかくみんな避難しなくては駄目だと言ったときに、二、三日で帰ってこられそうという言葉から、各家に相当数の犬や猫が残ってしまったのです。でも、あの噴火で、人は一人も亡くならなかったのですけれども、現実的に避難解除になって帰ってくるときに、動物がかわいそうだから、いろいろな人がいて、玄関を開けて自分で出入りできるようにしてきた人、それから、かわいそうだけれども、絶対に逃げたら見つからないから家にきちっと入れてきた人、それから、ドッグフードをたくさん置いてきた人と、いろいろいたのです。でも、現実的には、あの噴火が終わったときに、我々も早く入って救護したいということで入ったときに、鍵のかかった家の中で亡くなっていた猫たち、犬たちが結構いました。

だから、飼い主さんたちが放してきた犬たちは、その後、山などでフードをあちこちにまいたのでよかったのですけれども、そのときに、とにかくきかなくて、かじってばかりいる犬を外に出してきてしまったという人がいたのです。ところが、その犬は、たまたま体調が悪かったのか何かで弱って、捕まって、救護センターに連れて来られたのですが、エキノコックスに感染していたのです。その犬は、飼い主さんが、この子はきかないし、手もつけられないということで、保健所に連れて行って安楽死をしました。

あとの2匹は、救護センターに連れてこられたので、私たちは世話をしていたのですが、2番目の救護センターに移りまして、1匹当たりの面積が広く取れました。北大に相談したら、そこで一緒に飼うのはまずいよと言われたのですけれども、道路工事の会社の方がアスファルトを焼く道具を貸していただいて、犬が2匹いるところはそういうので土を焼きながら、駆虫薬を飲ませて、途中で2回ぐらい北大の先生たちに検査をしてもらって、その2匹は全然大丈夫でもうマイナスになったのですけれども、そのことを聞いた飼い主さんが、その犬を放棄したいということになって、最後まで救護センターにいました。

最終的には、30頭ぐらい、どうしても飼い主さんが出てこなかったもので、北海道新聞社の方に頼んで、もう無事に終わって救護センターも閉めたいのだけれども、飼い主が現れないので、新聞に何とか出してくれと頼んだのです。そして、欲しい方はいついつまで有珠山まで来てくれ、救護センターまで来てくれという形で出して、1頭が残っただけで、あとは全てもらっていただいたのです。これは、新聞社の告知がありまして、私たちは、これだけたくさんの人に全国から手伝いに来てもらって、でも、どうしてもきかない

犬はどうしようもなかったのですけれども、逆にボランティアの人たちがその2匹をうまくならして、結局、新しい飼い主のところに行ったのです。

相当年のいった犬だったのですけれども、僕らが見ても、この犬は人にかみつくの慣れているから、かみつかないようにはならないだろうと言っていたのですが、1か月くらい、食事をやる時間もはっきりさせて、お座りをしないと絶対にやらないと言いながら、その犬につけた名前を呼んで呼んで、最終的になれたのです。道新さんが告知してくれて、この犬が欲しいと来た人に、これだけきかない犬なのですよと言ったら、では、もしどうしても駄目なら戻しますけれども、そのときは安楽死になるのですねと言ったから、僕は、申し訳ないけれども、安楽死をさせるようになるかもしれませんという話をしました。その後、2か月くらいたったら、何をやっても怒らなくなった、本当に普通の犬になって4年くらいで亡くなりましたという案内が来ました。やっぱり、飼い主さんの接し方とか環境もあるのだなと思いました。

できれば、今、せっかく愛護団体の人がどんどん増えているときに、そういう犬をそこに係留しておくだけではなくて、いろいろな方法をやってみて、それでも駄目なときには安楽死をさせなくてはいけないというふうに、きちんと決めておく必要があるのではないかと思います。

これを言うとはよく怒られて、あなたは獣医のくせにとんでもないことを言うねと言われるのです。でも、我々も、子どもから大人になるときに親のしつけももらって普通の人になったわけで、たまたまその犬たちにはそういう人がいなかったのかもしれないので、やっぱり何らかの方法を考えていかないと、事故もいろいろ起きて問題になると思うので、全国的にみんなの決め事にして、ここまでは何とかやってあげたいという線引きをすることによって、今度、こういう犬がいたとき、もしいなくても救護をしたやつをどうするかというやつの一つのあれになるのではないかという気がしているのです。

これは、どうしたいということではなくて、皆さんの頭の隅に置いておいていただければということです。

○事務局（山中主幹） ご意見として伺わせていただきます。ありがとうございます。

○事務局（鈴木動物管理担当課長） 会長、ありがとうございます。

まさに重要な点でございますので、引き続き高橋会長にもご意見をいただきつつ考えていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

食品衛生課さんはいかがですか。

○佐藤構成員 資料2の収容機能のイメージのところですが、あくまでも論点整理ということだと思うのですけれども、それぞれの保健所で引き取るにしても、保健所なのか、支所なのか、地域がどこなのかによって、それぞれの保健所の引取り件数などの地域差が出てくるのだらうと思っております。

その中で、収容機能をセンターという形があったり、今ある施設をちょっと拡張したり、もう1個考えられるのは、現状のものをそのまま使ってということが考えられるが、これ

を一気にやってしまうのか、それとも徐々にやっていくのかというところも検討が必要だと思いました。

○事務局（鈴木動物管理担当課長） ありがとうございます。

実際に目指すところが見えたとしても、それをどういったスピード感でやっていくかということも検討が必要だと思います。我々としては、できるところからやってはどうかというご意見を前回もいただいていますので、今おっしゃられた点も含めて、できるところから着手していくという基本線でいきたいと考えております。食品衛生課さんにもいろいろご相談させていただきながら進めていきたいと思っております。

江別保健所さん、どうでしょうか。

○富樫構成員 資料3につきまして、この論点整理というのは、参考資料にありますように、頭数を主眼として論点整理をしていると感じました。

僕は、頭数もちろんそうなのですが、先ほど高橋会長からお話がありましたが、その地域の頭数を把握してそれぞれの施設のことについて考えなければいけないのではないということもそうですが、それ以外に、それぞれの地域で、果たして委託先があるのか、協働していただけるような団体さんがあるのかどうか、そういったことをまずは調査して把握した上でなければ、最初から協働ありきで進めて協働先がないという状況になると困ると思います。ですから、これも地域ごとにある程度把握してから、具体的な内容について、必要な収容機能について整理していくといいと思います。

具体的に言いますと、例えば資料1の中の意見に、手術をする施設というお話も出てきていますが、例えば手術室を用意するのであれば、資料3の体制のところはA-1・2・3とありますけれども、賃貸ではまず不可能です。例えば、无影灯をつけるのであれば、天井が高い部屋がなくてはいけませんし、天井も当然ながらしっかりした構造が必要になります。また、使う器具によっては電源が必要になったりしますので、例えば、手術するような機能も持たせるというのであれば賃貸はなくなるでしょうし、果たして既存の遊休施設があるのかも分かりませんが、そのように必要な機能を整理していくと、これらの選択肢はそんなにはないと思っております。

先ほど、最初に申し上げましたけれども、委託先がなければ、当然、道が直轄でやらなければいけないとか、協働先もないということになれば道がやらなければいけないと思うのですが、意見の中には、協働できる場所、委託先があるところ、やりやすいところから施設をつくってはいかがかという意見があったかと思っております。僕は、ちょっとそれに反するのですが、お願いができるような団体がないところ、委託できないところこそ動物が困っているのではないかと思うのです。ですから、そういったところこそ北海道が手を出して、何かしらの対応ができるようにしたほうがいいのかと思う部分があります。

○事務局（山中主幹） ありがとうございます。

やりやすいところから進めていくというイメージを持たれてしまいました。確かに連携

先がある場所から順次やっていきたいというところはあるのですが、そういう団体がないところ、動物が困っているところは、先ほど上杉さんもいろいろ行かれた場所もありますけれども、そういったところの状況も踏まえながら進めていきたいと思っておりますけれども、そういったものを同時進行させてください。

まず、団体がないところ、パートナーがないところを進めていってしまうと、どうしても動きが遅くなってしまいますので、そこは忘れない形で、できるところから進めるという位置づけをさせてください。

○事務局（鈴木動物管理担当課長） ありがとうございます。

いろいろとご意見をいただいておりますが、ほかにいかがでしょうか。

石狩振興局さん、どうですか。

○家山構成員 資料3の（2）多頭飼育崩壊時、大規模災害などの発生時に犬猫を緊急搬入ということが機能、運用の部分に入っています。

このあり方検討というのは、全体的に見て、行政だったり愛護団体であったりというところで、関係者の目線による検討が行われていると思うのですが、ここに一つ、例えば、先ほど獣医師会の会長さんがおっしゃっていたように、2000年の3月に発生した有珠山噴火の際、3年前の9月に胆振東部地震があったわけですが、そういったときに、この参考資料を見ると、胆振東部地震の預かり延べ数が臨時シェルターで951頭、それから、動物病院、動物愛護団体1,995頭ということで、これだけ道民の方々がお困りになられて、ここで預かってもらえることによって助かって自分も避難所に行くことができたとか、そういったことが可能になったのではないかと思います。

この収容機能の必要性を訴えかけていくには、道民の視点も重要だと思いますし、自然災害、感染症発生時など、緊急時における強靱化の観点からも犬猫の収容機能が必要なのだということを強く打ち出しながら、今後の検討作業を進めていかれるといいのではないかと私は考えておりました。

○事務局（鈴木動物管理担当課長） ありがとうございます。

まさに、私どもが説明する際には、どうしても、行政の効率性とか北海道だけがこの施設を持っていないとか、どちらかというところら側の目線で言うてしまうことが多々あると思います。そこら辺を道民目線でしっかり見ていくことが必要というご意見かと思えます。その辺は、今後出していくあり方の中でも視点として述べていく形にしていきたいと思えます。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

もしご意見がなければ、前回もそうだったのですが、言い忘れていたことなどがあれば、またメール等でこちらまでお送りいただければ、しっかり反映していきたいと思えます。

○事務局（山中主幹） 補足いたします。

今回いただいた意見を取りまとめまして、先ほど私がお話ししたようなあり方をまとめたいと思っております。それを取りまとめて、また皆さんに見ていただくのですが、

その関係もございまして、あまり後からご意見を提出いただきますと、時間がございせん。私は今日からその作業に着手いたしますので、意見がある場合は、できれば早めにいただきたいと思ひます。

来週の水曜日期限でいかがでしょうか。

お休みを挟みますので申し訳ないのですが、何とかお願いいたします。

○事務局（鈴木動物管理担当課長） 上杉さん、お願いします。

○上杉構成員 質問なのですが、資料の最後の災害動物の救護の対応のところ、臨時シェルターが951頭、動物病院、動物愛護団体が1,995頭と書いてあります。これは、実際にそのときに行った実績数ということでよろしいですか。

○事務局（山中主幹） これは、実績数ということで、北海道獣医師会が胆振で行われたシンポジウムのときにまとめられた数字を引用させていただいております。これは延べ数でございます。

会長、もし違ったら補足をお願いしますが、シェルターに何回か入った子もいるようで、そういった子は複数カウントされていると考えてよかったですか。

○高橋構成員 カットしています。これは実数頭数です。

○事務局（山中主幹） 失礼しました。実数だそうです。

○上杉構成員 ありがとうございます。

○高橋構成員 一つだけいいですか。

今、北海道獣医師会でも、災害が起きたときにできるだけ早く臨床の先生たちがその現場に走れるようなVMA Tをやりたいということで、数年前から勉強しているのですが、現実的には、まだきちんとしたものができていません。

これができてくると、災害があったときに皆さんにあまりご迷惑をかけないで何とかするのはないか。これは、今、北海道獣医師会としてどうしてもやらなくてはいけないことだと思っております。

ただ、これについては、予算よりもやる気があるかどうかだよねと我々で話して反省しているところですので、その反省が終わったのと同時に少しでも動いていきたいのです。ただ、これは通年で起きるものではなくて、災害があったときに関係者が一致団結して動けるかどうかにかかってくるので、その辺のところは、とにかく頑張って、もうちょっとやりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○事務局（鈴木動物管理担当課長） ありがとうございます。

災害時の備えは平時から行っていく必要があると思ひますので、その辺りは会長にまた意見交換等をぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、今後の予定でございます。

今後につきましては、本日、皆様からいただいたご意見などを踏まえまして、事務局におきまして、動物愛護管理業務のあり方を取りまとめてまいります。道庁内での調整を経た後、次回の検討会議の中でも皆様にお示ししたいと考えてございます。

皆様におかれましては、大変ご多忙中とは存じますが、今後の会議のご参加をよろしく願いいたします。

後日、本日の議事録について、内容確認のために送らせていただきたいと思いますので、確認のほどをよろしく願いいたします。

4. 閉 会

○事務局（鈴木動物管理担当課長） 以上をもちまして、第2回動物愛護管理業務のあり方検討会議を閉会させていただきます。

皆さん、引き続きよろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

以 上